

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について【概要】

1. 概要

一、各種助成金の見直し

「安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年 12 月 5 日閣議決定）」を受けて、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく各種助成金について、制度の見直し等を行うもの。見直しの対象となるのは以下の助成金であり、内容の詳細は別紙のとおり。

1. 特定求職者雇用開発助成金
2. 人材開発支援助成金

二、災害関係

令和元年台風第 19 号による被災者等に対する対応として、雇用保険法に基づく認定訓練助成事業費補助金について、特例措置を行うもの。内容の詳細は別紙のとおり。

2. 根拠法令

雇用保険法第 62 条第 1 項第 6 号並びに第 2 項並びに第 63 条第 1 項第 1 号及び第 2 項

3. 施行期日等

公布日 未定

施行期日 公布の日（予定）

一、各種助成金の見直し

1. 特定求職者雇用開発助成金

(1) 安定雇用実現コースの見直し・拡充

安定雇用実現コースの名称を変更し、対象年齢要件等を見直した上で、失業中の方のみならず、非正規雇用労働者も支援対象となるよう制度を拡充する。

※ 現行の安定雇用実現コースは、令和2年3月31日まで継続。

【現行制度の対象労働者】

次のいずれにも該当する者

- ① 35歳以上60歳未満の者
- ② 正社員としての雇用期間が通算1年以下で、雇入れ前1年間正社員として雇用されていない者
- ③ ハローワーク又は民間の職業紹介事業者などの紹介の時点で失業状態にある者
- ④ 安定した雇用を希望している者

【コース名称】

コースの名称を「就職氷河期世代安定雇用実現コース」に変更。

【改正後の対象労働者】

次のいずれにも該当する者

- ① 35歳以上55歳未満の者
- ② 「雇入れ日前直近5年間に正社員としての雇用期間が通算1年以下の者」かつ、「雇入れ日前1年間正社員として雇用されていない者」
- ③ 職業紹介の時点で「失業状態の者」または「非正規雇用労働者」かつ、「ハローワークや職業紹介事業者等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者」
- ④ 安定した雇用を希望している者

2. 人材開発支援助成金

(1) 特別育成訓練コースの見直し

○ 特別育成訓練コース（有期実習型訓練）について、支給要件の緩和（訓練期間の下限「3ヶ月」を「2ヶ月」に緩和）を行う。

○ 特別育成訓練コースの一般職業訓練に特定一般教育訓練を追加する。

二、災害関係

1. 令和元年台風第19号に係る認定訓練助成事業費補助金に関する特例措置

令和元年台風第19号により被災した認定職業訓練施設の復旧にかかる施設費及び設備費についての都道府県への補助率を $1/2$ から $2/3$ に引き上げるとともに、補助対象経費全体に占める国庫負担割合の上限を $1/3$ から $1/2$ に引き上げ。

特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）（仮称）

【特定求職者雇用開発助成金（安定雇用実現コース）の見直し・拡充】

正社員経験が無い方や、正社員経験が少ない方について、失業しておらず非正規雇用労働者である場合も含めて、正社員就職を支援する。

支給要件等

1. 以下のいずれにも該当する者(対象労働者)を正社員として雇い入れた事業主

①35歳以上55歳未満の者

②「雇入れ日前直近5年間に正社員としての雇用期間が通算1年以下の者」かつ、「雇入れ日前1年間正社員として雇用されていない者」

(拡充前:「雇入れ日前正社員としての雇用期間が通算1年以下の者」かつ、「雇入れ日前1年間正社員として雇用されていない者」)

③職業紹介の時点で「失業状態の者」または「非正規雇用労働者」かつ、「ハローワークや職業紹介事業者等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者」

(拡充前:職業紹介の時点で失業状態の者)

④安定した雇用を希望している者

2. 支給額：対象労働者1人あたり計60(50)万円

6か月定着後 30(25)万円

1年定着後 30(25)万円

※括弧内は中小企業以外

※就職氷河期世代の正社員就職を促進するため、助成金の活用と併せて以下の取組みを実施

- ・ 就職氷河期世代限定求人の開拓・確保
- ・ 就職氷河期世代限定面接会、人手不足業種との職場見学会付き面接会の開催

雇用型訓練に係る人材開発支援助成金の要件緩和

事業の概要

- 非正規雇用労働者が正規雇用労働者に転換することを目的として、企業内での実習(OJT)と教育訓練機関等での座学(Off-JT)を組み合わせた雇用型訓練(有期実習型訓練)を実施する事業主に対して、人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)により訓練経費や訓練時間中の賃金の一部を助成しているところ。

要件緩和の趣旨

- ある程度の年数にわたって非正規雇用として勤務していた30代後半から40代半ばの年齢層の方に必ずしも長期間の訓練は必要ない
 - ・ 人手不足等で3ヶ月以上の期間で訓練を実施することは難しい場合がある。
- 一部の事業主からは、「3ヶ月以上の訓練期間は長い」という意見がある

就職氷河期世代を含めた労働者を対象に、事業主がより柔軟に対応できる短期間の雇用型訓練の実施を促進することが必要。

緩和する要件(案)

- 短期間の雇用型訓練の実施が促進されるよう、人材開発支援助成金(特別育成訓練コース(有期実習型訓練))の要件を以下のとおり変更。

現行の
訓練期間

3ヶ月以上6ヶ月以下の訓練を対象

変更後

2ヶ月以上6ヶ月以下に変更

認定訓練助成事業費補助金の改正(令和元年台風第19号関連)

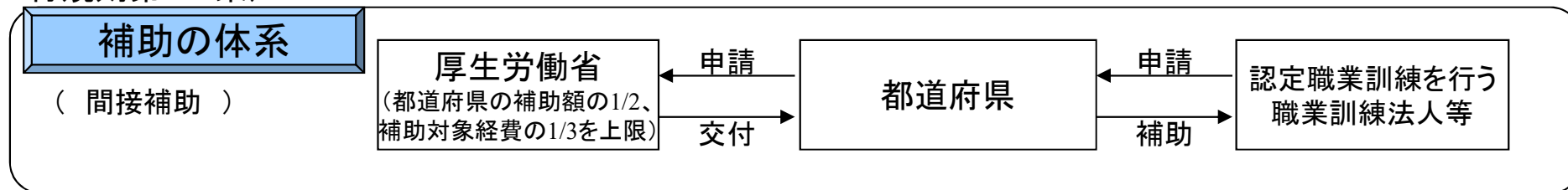
【制度の概要】

1 認定職業訓練

認定職業訓練は、事業主等の行う職業訓練のうち一定水準を満たしたものを都道府県知事が認定したもの(職業能力開発促進法第13条、第24条)。(平成30年度実績: 施設数・・・1,132施設、訓練生数・・・約20万8千人)

2 認定職業訓練への補助

認定職業訓練を行う能開法第13条に規定する職業訓練法人等を対象に、助成又は援助を行う都道府県に対し、国がその1/2(補助対象経費の1/3が上限)を補助(運営費、施設費、設備費の3種類)。(雇用保険法施行規則第123条)



【改正内容】

令和元年台風第19号に伴う被害を受けた認定職業訓練校の円滑な運営を図るため、その施設又は設備の災害復旧に要する経費に対する補助について、国から県への補助率を県の補助額の1/2から2/3に、国の負担割合の上限を補助対象経費の1/3から1/2に引き上げる。

特例の対象

災害救助法適用市町村に所在する認定訓練助成事業費補助金の対象となる職業訓練法人等が設置する認定訓練施設・設備の災害復旧に要する経費。

国の負担割合の引上げ

| | 国から県への補助率 | 国の負担割合の上限 |
|-----|-----------|-----------|
| 現行 | 1/2 | 1/3 |
| 改正案 | 2/3 | 1/2 |

【施行日】 公布日 令和2年〇月〇日